

広島市人事委員会規則第5号

令和8年3月26日

広島市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

広島市人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条任用課中第1号、第2号中「、予算及び決算」及び第9号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8条を1号ずつ繰り上げる。

第3条調査課中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 人事委員会の議事に関すること。

第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 事務局の予算及び決算に関すること。

(16) 事務局の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。